



人間関係としての性と家族(I) : 性  
家族論のための序章

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野村, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00003659">https://doi.org/10.24729/00003659</a>

# 人間関係としての性と家族（Ⅰ）

## — 性—家族論のための序章 —

野 村 哲 也

1. はじめに
2. 性—結婚論の系譜と新たな視点
3. 人間関係としての家族
4. 人間関係における性
5. 今後の展望と課題

### 1. はじめに

筆者はかつて、家族社会学と青年社会学の接点領域とも言うべき配偶者選択の問題と、青年期の異性交際および性について若干の考察を試みた事があった<sup>1)</sup>。そこでの主要な視点は青年期の1側面を性的社会化の過程、すなわち、第2次性徴の形で意識の表層に浮び上って来た性的欲求を結婚という社会的に承認された性の様式に適合させて行く過程とみたのである。そしてアメリカの青年文化を特徴づけるデイトの慣習も、単なる異性交友から競争的選択を経てステディ・デイトに至り、通常それが結婚に結びつくという意味で配偶者選択の過程でもあったわけである。ちなみに1940年代において15才の男女の95%がすでにデイトの経験をもっていた。

しかしその後デイトの競争的性格が強まるにつれてデイト年令は低下し、配偶者選択の機能は、その緊迫性 (seriousness) が遠のくとともに弱くなり、遊び的 (casual) なものとなって行った。またデイトが青年社会の中で主要な関心を集めるに従い、デイトに成功することは青年社会での地位獲得の手段となっていくた。仲間うちでの評判の高い異性とデイトすることは賞讃と羨望という報酬 (reward) を受けることであり、M. ミードによれば、素敵な女性を伴って町

に出ることは、新車を駆って誇らしげに乗りまわすのに似ているという。

このようにデートが、配偶者選択的機能や性役割的社会的機能の喪失、レクリエーションや地位獲得の手段としての機能を強めて行くに従い、デートの相手の評価基準は、配偶者としての適性よりは、遊び相手として愉快であるかどうか重点が移り、またデート競争に勝つためには（特に女性の場合）相手の性的要求に怠り得なくなるなど、ピューリタンの精神風土に育った親世代にとっては憂慮すべき変化が起ったのである。

もともと、親世代にとっては、デート自体が、産業化、都市化に伴いそれまでの牧歌的な社交の場へのデビューから求婚、結婚に至る過程が困難となった為の新しい（そして多少とも止むを得ぬ）配偶者選択の通路であり、かなり選択の進んだステディ・デートにおいても、その間の性的欲求の処理はペッチングが許容し得る限度だったのである。ちなみにキンゼイ報告（1948, '54）によれば、18才までにオーガズムを伴うペッチングを経験したものは、男子84%、女子81%に上り、デート中のペッチングはその当時においてはほぼ常態化していた。（但し女子の性交未経験者は19才でまだ82%あり、性交にまで至る者は少数派であった）

しかし、キンゼイ報告のもたらした衝激はもっと別な意味で大きかった。それはデートを配偶者選択の枠内にかかえこもうとし、デート中の性について統制を加えて来た親世代自体が、婚前の純潔、結婚後の貞節というピューリタンの性一家族のモラルを大きく逸脱している事が示されたからである。すでに周知の事であるのでくわしくはのべないが、調査対象（都市部で高学歴者が多い）となった男子の98%、女子の50%が婚前に性交を経験し、40才までに配偶者以外と性関係をもったものが既婚男性の50%、既婚女性の26%に上ることが明らかにされた。しかもその率は若い層ほど高いのである。

このレポートは2つの意味で重要であった。1つは、単に女性の純潔ないしは貞淑イメージの崩壊というにとどまらず、アメリカ文化の担い手であると自負する中産階級の仮面を暴露したわけで「当節の新しい女性は、表面は健全で清潔だが、セックスの面では何をするか知れたものではない」<sup>2)</sup> というような中上層階級への不信を生み、大衆運動の素地となった事。いま1つは、デートに

clusterされる文化一行為基準が、婚前の純潔、夫婦の貞節をはじめとする伝統的家族の価値体系の上に立つものであるのに、その前提がゆるいだことは、親世代への不信とともに、婚前の性、家族と結婚の意味について大きな戸惑いと疑惑を生み、後にのべる実験的家族（婚姻）の模索が初まる端緒になったと考えられるからである。特に1960年代の末より、ポルノグラフィの解禁をはじめとする性の商業的自由という社会的条件と、ピルの普及という物質的条件が加わって、性革命とも言うべき現象が進行している。これを創造的試行錯誤と見るか、家族の解体と社会的アノミーを導く危険信号とみるかは別として、あるいは、その何れであるかを見極める作業の第1段階として、性と家族についての再検討を始めることは必要であろう。アメリカで起った性解放の波は、すでにジャーナリズムのレベルではかなり大量の情報となって我が国にも入り込んでいるが<sup>3)</sup>、科学的方法によって収集された情報といえぬものもかなり多いし、それを整理することも必要であろう。また、それらの情報は、伝統的家族に対する実験的家族（および性関係）のプラス面のみが強調される傾向にあるが、それぞれの家族（結婚）型態にはプラス面と共にマイナス面もあるわけで、必要なことは、両方のバランスシートを呈示し、人々がそれぞれのプラス・マイナスを自覚した上で自由な選択ができるように援助することが研究者の責務であろう<sup>4)</sup>。時代を先どりした新しいライフ・スタイルないしは性関係といった表現で、実験的家族（性）のプラス面のみが強調され、しかも性の快楽面にのみ焦点をあてる傾向の中で、新しい性の形式（結婚）が行為の正当化や、バンドワゴン効果的に、逆強迫作用を起す時、性は逆の歪みを受け、家族は不当に扱われることになるからである。

## 2. 性—結婚論の系譜と新たな視点

本稿では、歴史的に遠くさかのぼった考察や、性の本質は何かといった論議は避ける事にし、現代社会において性と家族の様態に変化を与える要因に焦点をあわせる事にする。というよりは、女性解放論の系譜において指摘される性の二重道徳や、女性を家族の中に囲い込み、男性優位の社会の中で全く従属的

な地位に縛りつけて来たこと、さらには、生む性、快楽の対象としての性、と物象化して来た歴史的源泉については、学問的にはほぼ定説化しており、むしろそれをふまえた所から出発したいからである。

後者については、素朴な発想のレベルにおいても、ロボットやコンピューターの導入が労働時間、労働形態の変化をもたらし、それが労働—余暇意識を変え、ひいてはライフスタイルの変化、家族生活と家族機能の変化へと連鎖して行くことは明らかであり、さらにはそうした直接的な連鎖のみでなく、例えばミルズの言うように、産業構造の変化が、小企業家型の成功を文化目標となし得なくなり、さりとて地位の階梯を上りつめて行く業績主義競争の資源をもたないものにとって、和合価値に優位を置く私生活主義 (Privatismus) への傾斜は当然考えられることであり、ニューフロンティアの理念や、国家、社会への献身といった価値が、それらに対して個人を優先する「ミーイズム」にとってかわられる時、それは単に社会思潮としてだけでなく、家族集団内部においても、相互のフィデリティや献身を弱めたり、性における快楽追求の傾向を生むなど、他の領域での意識変化が、性と家族の意識に波及すると考えられるからである。しかし、そのすべてに目配りして論を進めるのは、データの不足をも含めて未だ筆者の任ではない。ここでは主として1960年代以降の性解放と性役割解放の状況を概括し、性—愛—結婚—家族の関係について系統的整理を行うことによって若干の仮説的呈示を行うにとどめる。より精細な実態の把握とそれにもとづく論究は今後の課題として長期的に行う予定である。

論議の都合上、簡単に性—結婚論の系譜を辿ってみると、まず一夫—一婦婚については、「我が母罪のうちにて我をはらめり」と、性行為そのものを罪悪視し、必要悪としての生殖機能のみを婚姻に認め、「神の合せ給えるもの離すべからず」と離婚を認めなかったカトリシイズは極端としても、総じて宗教が肉体（煩惱）に対して精神を優位に置き、禁欲と諦観を基調としつつ来世（あるいは天国）での至福を説く以上、肉体的欲求の最も強烈なものの1つとしての性的欲求を敵視したことはうなづけることである。そしてこの系譜からは、性と愛を切り離れた形で（愛がエロスとしての性を基盤にしているという生物体的事実にもかかわらず）いわゆるプラトニックラブを性愛の上位に置く思潮が

生まれた（エロスとアガペの対置はその1つである）。性関係に至り得なかった愛を当事者がプラトニックラブであったと考えたがるのは、まさに宗教的諦観と同じ心理的メカニズムなのである。

性を結婚に囲い込んだもう1つの源泉は、社会経済的統制という要因であった<sup>5)</sup>。マルキシズムの立場からの主要な論点は、男系社会における私有財産の相続をめぐる嫡出関係の明確化の必要から婚姻外の性関係を禁ずるという形で性を婚姻の中に囲い込むと共に女性に対してより厳しいという性の二重道徳を生んだと考える。本来、性には快楽、愛情、生殖の3つの機能があり、また生理的、心理的、社会的の3つのレベルから考えられねばならないとすれば、性を結婚に囲い込み、かつ二重道徳的規範を生み出したものは、性の生殖の機能にのみ注目し、それに対する社会的要請を主たる要因とするものであり、他の機能は軽視された。それ故「姦通と売淫によって補足された一夫一婦制」と言われるように、快楽と愛情の機能は裏面において噴出口を求めたということになる。

これに対し社会学の立場では<sup>6)</sup>、人間のあらゆる行動と同様、性行動も社会・文化的に規定され、社会構造の中に制度化されるものであり、しかもその制度化には、通常、欲求充足の通路を与えるというポジティブな面と、欲求を制限し、程度を超えた個人の恣意をコントロールするというネガティブな面がある。「性的場合、その強力な衝動の故に人間の社会生活を支える協働関係を破壊するような行動にしばしば個人を押しやる。だからこれに何の拘束も加えずに放置しておくことは危険であり、あらゆる社会は性をいろいろな制約でとり囲んでその表出を統制して来た」と同時に「過度の性的欠乏は良好な社会関係をそこなうパーソナリティの不応を生み出す」として、その両者をどう調停するかの社会的産物としての婚姻制度が生み出されたと考える。しかもこの性関係の社会的形式（制度）としての結婚は、人間の生物体的現実としての生命の再生産にかかわる養育の機能を果すにも適した形態であることから人類史の中に結婚一家族の制度が定着して来たのである。

もちろん、結婚の形態には、それぞれの社会においていろいろなバリエーションがあるが、今はそこまで立入る必要はない。ただ一夫多妻や一妻多夫の形

をとっている所でも、そこには経済的要因が色濃く影を落していること、および、性関係の範囲を規定するものとしてインセスタブーが広く存在していたことには留意する必要がある。また性を結婚の制度の中で統制するにしても、その規範的拘束力の強弱があり、男系優位の社会ないしは階層においては、性の二重道徳がより強い拘束力を持ったことは、家禄あるいは巨大な私有財産の相続を必要とする我が国の武家社会や欧米の貴族階級の例を見ても明らかであろう。ただし上層社会においては、裏面において、かなり自由な性の快楽化があった事も知られており(フックス：風俗の歴史)、現実にも最も厳しい性—結婚の態度を取るの是中産階級ということになる。アメリカにおいても性の自由化に一番最後まで難色を示したのは中産階級であったと言われる。

**性と愛と結婚** ところで、以上の様な性と結婚についての社会科学的考察の文脈の中で比較的等閑視されて来たのが、両者に対する愛の位置づけであった。

例えばエンゲルスの場合、結婚への社会経済的統制が除去された時、愛以外の何ものも残らぬ「結婚の完全な自由」であるというが、それは「異性愛はその性質上排他的であるから愛にもとずく結婚はその性質上個別結婚(一夫—一婦婚)であるというように異性愛の排他性をアプリオリなものとしてきめてかかっているという論理上の欠陥がある。そしてもし社会学が異性関係形成の上での重要なモメントの1つである愛の作用について十分な説明力を持ち得ないならば、心理・生理学的説明、すなわち、思春期以後における異性への恋情は、性ホルモンの分泌という生物体的要素に基盤を置くもので、動物が交尾期に特殊な匂いを発散し、それに異性が誘引されるのと同大差ないことになり、性愛(異性への生物体的誘引力をそう呼ぶとして)はあり得てもロマンティック・ラブの意味づけは不明確となる。バートランド・ラッセルは、むしろ中世以来の性不道徳親がそれを生んだと考える。「一人の女性をふかく愛し尊敬している男性にとっては、すべての性交渉は多かれ少なかれ不純なものであり、彼女との性的交渉の妄想とを結びつけることは不可能だった。それゆえにこそかれの愛は詩的で幻想的なものとなり、とうぜんシンボリックな表現でみたまされるようになった」<sup>7)</sup>と見え、19世紀のロマン主義運動においてそれが頂点に達したという。

とすれば、ロマンティック・ラブはまさにロマン主義的思潮の産物であり、その結婚への逆機能はお互いに相手を美化し超人間的な良き人間性をそなえていると錯覚を持たせることであり、それは砂上の樓閣に等しいが故に早晚崩れ去ることになる。ラッセルによればアメリカはロマンティックな結婚観が他のどの国よりもシリアスにとりあげられている国<sup>8)</sup>であるが、結果的には離婚のもっとも多い国なのである。したがって逆説的な仮説を立てるとすれば、1970年代以後のアメリカが最も、実験的家族(性関係)への関心が強いというのも、その極端なロマンティック・ラブの信仰 — エレン・ケイ的に言えば、恋愛なき結婚は不道德である — の虚妄に気づき、それをかなぐりすてようとしている努力とも言えるのである。もちろん、こうした見方が正しいかどうかは分らない。しかしこの視点に立って多くの事実を検討し直してみることは必要であろう。

さらにまた、ロマンティック・ラブをも含めた伝統的家族や性規範への批判が実験的結婚への試行を生み出しているとしても、その主たるモチーフが性の快楽化ないしはプレー化の方向を辿る必要性があるかどうかの検討も必要であろう。単に語呂あわせ的に、procreation(生殖)から recreation(娯楽)へというような安易さは科学的ではない。

なお、性の問題を考える時、見遇すことの出来ないものとして、フロイトのエロスの概念、さらには、W.ライヒの「性と文化の革命」、H.マルクーゼの「エロスの文明」等があるが、差当っての考察とはやや問題を異にするので、別の機会にゆずることとする。

### 3. 人間関係としての家族

Journal of Marriage and the Family は1979年夏季号において、「アメリカは明白な家族政策を持つべきではないか」という誌上シンポジウムを特集したが、その冒頭においてH. Feldman は<sup>9)</sup>、現代アメリカの家族の実態をふまえた家族政策が必要であると、その意味をふえんしている。それによれば、(あらゆる家族福祉的政策のモデルとされる)夫一人を稼ぎ手とし、妻と子ども2



## 人間関係としての性と家族（Ⅰ）（野村）

人からなる家族はそれ以外のあらゆるタイプの家族の中でわずか16%にすぎず、もはやそれはモーダルなタイプでもなければ典型でもないというのである。彼はさらに「あるカップルが（法的に）結婚していないという事実以外、普通の家族と何ら変らぬ特性をもっている、それはアメリカの家族ではないのか。子どもを持たない人達をアメリカの家族政策から排除してよいのか。夫婦共働き家族や単親家族の場合はどうなのか。」と問い、「家族という言葉が、同じ所に住んでいなくても、互に強いコミットメントを持っている義理の関係や同族的型態をも含むとすれば、逆に血縁関係あるいは婚姻関係のない場合でも強いコミットメントと共同生活関係があれば、普通の家族と認めるべきだ」として、ある老婦人と、彼女とは全くの非縁者である若い母子との家族同様の共同生活関係を affiliative family の1つのタイプとしてあげている。

もちろんこれは、家族政策の対象という視点からのものであるが、本稿が問題としようとしている「人間関係としての家族」を考へて行く上で大きな示唆を与えるものである。筆者はかつて学内での研究会において、同様の視点から、家族的集団の人間関係の特徴として次の3つを呈示したことがある。

- ① 共住共食（夫婦においてはさらに共食が加わる）という生活上の共同性が生み出す密度の高い接触
- ② 外社会に対する強い我々意識（we-feeling）、と共通の目標ないしは関心をもつ。
- ③ その成員が互に他の成員に対し、強いコミットメントを持ち、互に他の成員の「生」を配慮しあう。

この様な集団が、共同して児童の養育にあたり、相互にサービスを交換すれば、それで立派な家族ではないかというものである。もちろん討論のための素材的スケッチの域を出ないが、フェルドマンの呈示した家族や、後にのべるグループマリッジをも含めて、家族の新しい型態を考へて行く枠組設定の1つの試みとはなろう。

なお、1977年の労働統計局調査では、表1のごとく、さらに変化が進み、稼ぎ手が1人の核家族は13%にすぎず、片親世帯あるいは共稼ぎ世帯（何れも16%）より少ないのである。

もちろんこれは、全成人人口の横断的構成比であって、実際には（縦断的に

表 1 アメリカ成人人口の生活形態（1977）

I	片親世帯の世帯主	16%
II	単身生活者（未婚・死別・別居・離婚のため）	21
III	子無しか 子育て終了後の夫婦（子供と別居）	23
IV	拡大家族の成員	6
V	「実験的」家族の成員（グループ婚 その他）	4
VI	共稼ぎ夫婦（子供のあるもの 子供のないもの）	16
VII	稼ぎ手が一人の核家族の成員	13
VIII	稼ぎ手のいない核家族の成員	1
		100%

見れば）

1. 結婚前の単身生活（その中には同棲その他の性関係が含まれる）……類型Ⅱ
2. 結婚して未だ子のない段階……類型Ⅲ
3. 子どもが生れて典型的核家族を構成する段階（ないしは時期）……類型Ⅶ
4. 子どもに手がかからなくなって共稼ぎをする家族が多くなる段階……類型Ⅵ
5. 子育てを終わった夫婦のみの世帯……類型Ⅲ
6. 夫婦の一方が死んだ後の単身生活……類型Ⅱ。というようなライフステージをどの家族も経過するわけであり、逆に言えばどの家族にも類型Ⅱの時もあればⅦの時もあるということである。

むしろ問題は、その様な単線型のライフサイクルを経過する家族が少なくなったのではないかということであり、前記の2, 3, 4の段階において、かなりの頻度でもって離婚による単身生活（類型Ⅱ）あるいは片親世帯の世帯主（類型Ⅰ…16%）となり、数年後また再婚して類型ⅥないしⅦの家族を構成し、場合によっては再離婚をくりかえすという者も少くはないと考えられるからである。事実1978年には2組の結婚に対して1組の離婚が発生し、離婚男性の4分

の3、女性の3分の2が再婚すると言われている<sup>10)</sup>。しかもそれは婚姻登録がなされたものについてであり、内縁関係(同棲をも含む)のものは別である。従って内縁の解消(それは婚姻登録をした者より解消率が高いと推定される)をも含めれば、いわゆる離婚率はさらに高くなると考えられよう。

#### 性ダイアドとしての夫婦関係

しかしながら、同棲、結婚、離婚、再婚がいかにくりかえされようとも、それらは順次的(または逐次的)単婚制ともいべきものであり、特に何らかの主義や信念から結婚登録を拒否する同棲(日本的に言えば内縁)は子の養育や相互のコミットメントにおいて、因習的に法律婚の枠内にあるものより、家族的意識の高い場合もあるから、制度としての家族よりも集団としての家族、つまり人間関係としての家族という視点に立てば、夫婦関係の平等等を含めて、むしろ近代型家族ということも出来るのではなかろうか<sup>11)</sup>。

したがって最大の違いは、狭義の伝統型結婚が夫婦関係の終生までの継続という規範に依拠しているのに対し、契約結婚、同棲を含めた実験的結婚<sup>12)</sup>がもはやその規範にしばられないということであろう。その意味で結婚ないしは家族の持続性、安定性が低いとは言っても、婚姻外性関係を含まないならば、単婚的結合のバリエーションの域を出ていないことになる。

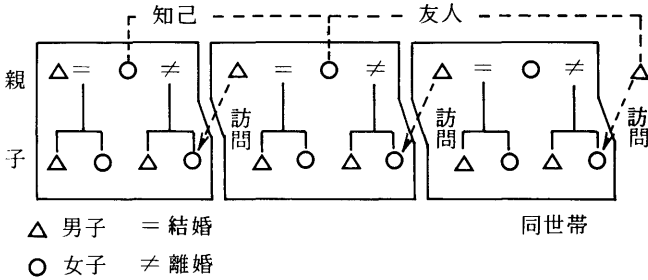
家族社会学におけるライフコース分析(ないしはアプローチ)の重視という研究動向も、それを促した要因の1つに、伝統的タイプの家族を念頭においた理論の適用性(manageability)の限界が、現実の家族の実態との乖離にあり、むしろ個人に焦点をあて、結婚、離婚等は、その個人の生涯(life course)におけるイベントとして捉え、(学問的には、それらのイベントが生じる年齢の確率分布のパターンがライフサイクルという概念にとってかわると考えられる)そのイベントの大きなものとして、婚前の同棲、結婚、離婚、単親家族、再婚等があると考えられることになる。

このように現実の家族型態が、いわゆる伝統型家族がむしろ少数派であり、多様な結合の形があるということから来る第2の問題は、例えば再婚家族(何れか一方が既に子どもを有する場合)の親子関係に見られる血縁性の欠如や、いわゆる契約結婚や同棲関係における夫婦の役割や勢力関係等、伝統的家族を

念頭に組立てられた諸理論には大きな修正が必要となるのではないかということである。夫婦関係の場合、むしろ、「かなりの時間的永続性と、一定の確定された相互作用のパターンを備えており、互に親密な関係にある2人の性を異にする個人の結合」である性ダイアド<sup>13)</sup>をさらに上位の概念とすることの方がより現実適用性と理論へ有効性を持ち得るのではないかということである。この場合、親密な関係ということと、一定の確定された相互作用のパターンということに着目すれば、その鍵をなすものは恐らく性関係であろう。そして欧米を通して進行しつつある性革命の一端にいわゆる実験的家族 — その中にはスインギング、オープン・マリッジ、グループ・マリッジ、契約結婚、性コンミューン、あるいは独身主義者の性関係等多様なものがある — があることを考えると、家族形成以前の問題として性関係の様式を追求する必要があるであろう。(なお、その概括的なことは次節でのべるが、くわしくは次稿以後において考察を進めたい)

**親子関係** 以上見て来たことが夫婦ないしはその equivalent に関わる人間関係の問題とすれば、第3の問題は親子関係の多様化である。ラッセルの言うように<sup>14)</sup>「子どものないような結婚生活はその名に値する価値をもっていない。子どもを通じてのみ性関係は社会的に重要な意味をもつようになり、法的な制度をみとめられる」とすれば、伝統型であれ近代型であれ、結婚の制度が残るのは、性関係の形式としてでなく、子どもの問題に関して、それも、私有財産の相続にかかわる嫡出関係という意味でなく、本節の始めにのべたフェルドマンの提言をも含めて、子の養育者としての父、母としての家族である。既に見て来たようにアメリカでの片親(単親)家族は少くとも16%あり、さらに再婚によって形の上では両親のいる家族を形成するにしても、父又は母との何れかとは血縁関係になく、むしろ実父(母)と相互訪問等によって形をかえた親子関係が続いていることが多いといわれており、訪問権的なものを法的に制度化する方向に向っている州もある。とすれば、生活を共にしている養父(母)との親子関係と、別れて住む実父(母)との親子関係という2つが併存することになり、何れがより第1義的な親子関係かという問題に発展しかねない(図1参照)。ただアメリカにおいては我が国と異なり養子縁組の場合等を含めて血

図1 離婚の連鎖と再婚世帯( 疑似親族関係 ) の例



( 我妻洋、「性の実験」より引用 )

縁性は余り重要なファクターでなく、養子に対してもその事実をはっきり言うのがむしろ普通であると言われる。我妻によれば<sup>15)</sup>、これはむしろ文化の違いであって、子どもが実の親が誰であるかを知る権利があり、養父母はその権利を尊重して子に伝える。そしてその事実を知ったあと子がどう考えるかは子の自由であるという考えなのだという。いまだに継父(母)に対する偏見の強い我が国とは大きな差があるが、その裏には血縁性を重視し「臉の母を探し求める子」といったテーマが大衆うけをする我が国の精神的風土と移民を原型とする多元種国家アメリカとの文化の違いがあるのであろう。

ともあれ、アメリカの場合、実父母、養父母の関係は、ともにより上位の人間関係の中のそれぞれ違った条件における1側面として併存し得るのではないか。あるいは他人とうまくやって行く (get along with others) という人間適応的關係のうちには包括されるのではないかと考えられるのである。

それと同時にそのような親子関係は親の側から見れば、養育責任の自覚ないしは契約という側面がある。養子縁組の場合はもちろん、子を連れた者の再婚には、その相手となるものにとって、同時に子の養育の責任を分担する契約をすることにもなる。そして逆に相手が子の養育を拒否する場合、そしてしかも両性の間には強い愛情関係があれば、それはIF (インティメイトフレンド) として性関係を含んだものであってもよく、親子と異性関係を区別する考えに立てば、その様な性関係も正当なものとして認めよという事になる。

現在、アメリカで「性の実験」なる名のもとに行なわれている種々の性関係

の中には、単にジャーナリスティックに皮相的に扱われているものの他に、上述の様な、親子の人間関係と1組の男女の人間関係を区別するという明確な認識のもとでの婚姻外性関係もかなり含まれており、その認知を求めての動きも性革命の動きの大きな部分をなしたのではないかと考える。残念ながら現在の所、それを裏づけるに足る実証的データがないが、1つの仮説的推測として今後追求の課題としたい。

それと同時に、子の養育の意志ないしは責任の自覚は、伝統型家族の補強となる側面ももっている。かつて筆者が他の所で引用してのべたように、バートランド・ラッセルが、完全な避妊法の完成が性や家族のモラルを変え、むしろそれが一夫一婦制家族の存続に寄与するであろうとのべたのは、半面の真理があり、すぐれた予見といえよう。すなわち一組の男女が性関係を持つということと、そのカップルの双方が子を持つことを望みかつ共同して養育の責任をもとんと決意することを区別し、性関係を持つことだけに留めておくならば避妊を行い、子を持ち育てる共通意志を確認して始めて妊娠・出産・養育が行なわれるとすれば、実は家族というものの中の親子関係はその後において生ずるものであり、それ以前の段階は家族というよりは性ダイアドないしは単純な性関係であり、婚姻外性関係と余り変る所はない<sup>16)</sup>。そして又、そのような意志確認の上での子の出生であれば、それは共同養育責任の契約という意味で、離婚後においても、子の養育の（特に経済的な）責任の分担が法的強制という形でなくても、私的契約という意味で履行を迫られることになる。実は伝統型核家族の生活様式のモデルとされたのは、他のもろもろの要因、特に清教徒的精神風土もあったであろうが、一面において、避妊法の未発達が婚前の性関係（特に女性において）を忌避させ、逆に結婚後の性は出産・養育を当然のこととして予想させるため、「結婚すなわち子の養育責任の契約」の意味を持ち、夫婦はそれに忠実に従い、同時に養育責任の負えぬ婚姻外性関係を貞節の名のもとに禁じて来た所から生まれたものであり、性をその間のみで分ち合わざるを得ない夫婦の和合、親密な親子関係（その中には独立心を持ち敬虔な清教徒として再び中産階級のモデル的生殖家族を形成し得る成人に育てあげるということが含まれる）を持った核家族生活様式がモデル化されて行ったと見ること

も出来よう。その意味でピルの普及が婚姻外性関係の増大への大きな物的土台をなしたと言われる事も、それがラッセルの予測した所に回帰して行くのか、あるいは全く違った方向へ拡散していくのか、今の所予測できるデータはない。

#### 4. 人間関係における性

前節でみて来たように、家族の人間関係を親子関係と夫婦関係の二つの軸に分ち、親子関係を軸として見た場合、そこに養育意志という変数を介在させてみると、それが存在しかつ強いコミットメントがあれば非血縁の間がらであれ、フェルドマンの言うような外郭家族 (affiliative family) と見ることもできようし、離婚した別居の子との親子関係も同じ文脈から見る事が出来ることをあげ、その際多様な親子関係が存在し得ることを予想した。（現実にはむしろ同居して養育する権利を争うケースや、訪問権の問題がクローズアップされている）

同様な事は夫婦関係にも言えるであろうし、その際、性が介在変数ないしは先行変数となることはほぼ白明の事とっていいだろう。（ただし、その際、夫婦というよりは1組のないしは複数の男女の間の性関係ということになる。複数の親子関係が併存し、擬似親子関係すらあるのと同様である）

婚姻外の性関係を排除するという厳密な意味での一夫一婦制が大きく崩れているという事は誰も認める所であろうし、歴史的に見ても、「姦通と売淫によって補強された一夫一婦制」との指摘や、性の二重道徳に対する批判も周知の通りである。また婚前の性関係の容認については、我が国を含めて、北欧その他かなり広範囲に存在したことは、多くの研究者の指摘する所である。したがって本稿の始めにものべたようにそれには余り立ち入らないのと、いわゆる婚前の性関係（同棲を含む）については、（特にそれが学生層を中心とする若い年齢層については）当面考察の対象からははずすことにする。その理由は、彼等の多くが経済的に自立していないこと。大学のキャンパスという自由な雰囲気の中でいはいは余暇階層であって、同質的（年令、階層等）な男女が集められた場での交際であること。異性交際自体は、むしろ（その機能をかなり失っ

たとはいえ）配偶者選択の過程として奨励される雰囲気の中にあることなどである。

したがってここでは、主として既婚者あるいは離婚による単身者、および独身主義者の性関係をとりあげることにする。

なお、これまた周知の事であるが、スウェーデンにおいては古くより婚姻前の性関係についてはかなり自由な慣習があるにもかかわらず結婚後においては婚外の性関係を認めない傾向が強く、現在でも結婚後の性関係をよくないとする者は約90%ある。もちろんこれには先にのべた様に性関係そのものの否定よりも性の結果としての子の出生にかかわる養育の問題があり、嫡出関係の不明な子の養育は拒否するということが根底にあると考えられる。しかしその事は逆に生殖をコントロールできれば性関係を婚姻内に囲い込む必要性は減少するわけで、現実スウェーデンにおいては15才以上になると自由に避妊薬が買えるのである。

**性の解放**といわれる場合、通常その第1は生殖からの解放であり、ウーマンリブにおいてもその主要な柱の1つは出産の自由すなわち子を生むか生まないかは女性のみが決め得ることであるというものであった。くわしくのべるいとまはないが、カトリシズムにおける性には生殖の機能のみが認められ、結婚すらも必要悪であったし、我が国の家族主義的結婚においては、「腹は借物」であり、「三年子なきは去る」というように生殖の用具として女性が位置づけられ、状況によっては男性も種馬視されることさえあった。何れも武士階層を中心とする男性優位社会において家の継承発展が至上命令とされる事からのもので蓄妾の容認、女性により厳しい貞節といった性の二重道徳も嫡出子の確保につながるものと解することができよう。

さらにはまた、男は外まわり女は内まわりという、一見性役割的に見える区分も、男女を隔離し、社会（主としてそれは男性社会である）との接触を拒否するという意味もあったと考えられる。イスラム世界における女性のチャルドも夫あるいは近親者（その間にはインセコトタブーが存在する）以外の男性との接触を禁ずる意味をもっている。

こう考えて来ると、ピル等による避妊法の発達は、単に性の生殖からの解放



だけでなく、女性を家庭にとじ込めていたもろもろの性役割的規範からの解放という意味も含まれており、一挙に大きな広がりを示すに至ったのである。

**性の快楽化** 以上のような女性解放の意味をも含んだ性の生殖からの解放とほぼ時期を同じくして、性解放の第2の柱である性の快楽化が初まった。それはポルノグラフィーを中心とする性表現の自由の方向である。性不浄視あるいは性罪悪視の強かった時代においては、性衝動は抑えるべきものとされ、逆に性的欲求にドライブをかけるものが禁ぜられたのは当然であろう。現在の我が国でも最高裁判例におけるワイセツの定義は「いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」となっている。もちろん、例えば性的羞恥心なるものが文化的背景によって異なる事は文化人類学その他の知見によっても明らかであり、性の生殖機能重視から来る「恋はお家の御法度」や純潔教育、性罪悪視からくる「色情をもって女を見たるもの心のうち既に姦淫したるなり」といった性規範が色あせたものとなった現在、ワイセツ出版物に対する普通人の正常な反応が大きく変って来たのは当然であろう。

しかしながら、ポルノグラフィーへの規制が大巾にゆるめられたのはそう古いことではない。そしてその急激な変化が「性の快楽化」への加速度を大にし、強大な慣性 (inertia) となってコントロール不能症状を呈しているのがアメリカではなかろうか。二十世紀前半までのアメリカは極めて性的抑圧の強い国であった。例えば全米映画製作者協会は女性の乳首と太股の内側を画面にあらわさないことを決める (1933年)、E. ウイルソンの小説「ヘカテ郡の記録」の中で女性性器をあからさまに表現する言葉があったためワイセツ罪に問われ有罪となる (1946年) など、我が国と大きなへだたりはなかった。有名な「チャタレー夫人の恋人」もそれがアメリカで合法とする判決が出たのは1959年であった。その他、オーラル、アナル、同性愛等の性行為を禁ずる性関係法 (sex law) はいまなお多くの州に存在している<sup>17)</sup>。

こうした中で、今日の性の自由化ないしは快楽化をうながしたのは、法的には1957年の連邦最高裁判決であり、社会的にはプレイボーイ誌の発刊 (1953年) であった。最高裁判決のポイントは「平均的成人が現代地域社会の基準に

立って考え、それを全体として評価したとき、その支配的なテーマが劣情の刺激にあると判断され、劣情の刺激以外にその埋め合せとなるような何らかの社会的価値を持たない場合」にワイセツの罪に問われるというものであった。なお1973年の最高裁判決ではこの後段の部分、すなわち、「埋め合せとなるべき他の社会的価値の有無」は考慮の要なしとされ、現代地域社会の基準のみで判断してよいとなった。すなわち芸術作品としてのポルノといった衣を着せなくても、社会の容認度の範囲であれば、いわゆるポルノのためのポルノであってもよいということなのである。

そしてこの現代地域社会の基準を大いに緩和する先駆的役割を果たしたのがプレイボーイ誌であったとされる。そして1968年には、ポルノグラフィートとセックス記事を主として扱う「スクリュール」誌が発刊される。（スクリュールとは俗語で交接そのものを意味する）

以後、雨後の筍のごとく、セックス新聞や雑誌が発行されるが、その1つ「スタッド」の1970年第5号（新聞半裁刊32頁、隔週刊）ではその頃すでに濃厚な性快楽の描写、性器の写真が主であり、読者の通信欄は、その名も「Studs and Mares」であり、3頁にわたって、スインギングの相手を求める者。乱交パーティへの誘い。端的にセックス相手を求める広告であった（計約200件）。また広告欄は、「Adult Marital Aids — complete sexual fulfilment and enjoyment」あるいは「Pleasure Items — for today's swinging married couple」という見出しのもとにあらゆる性具が図解入りで示されている。

たしかに性の解放というものが、マルクーゼの言うような過剰抑圧からのエロスの解放としての性革命という意味や、ウーマンリブの流れからする性役割革命とかかわる性解放（生殖からの自由、二重道徳からの解放。性快楽追求での男女の平等）の意味があり、理念としてのそれらが性の自由化を嚮動して行くものであろうが、永い抑圧からの反動、それも極めて短期間における激しい変化の故に本質への理解も不十分なまま突っ走っているのが現状といえよう。ましてや、何ごとみすぐ商業ベースにのせてしまうアメリカでは、セックス産業として激しい競争が行なわれる結果、性快楽の必要以上の讚美や意味づけがなされ、バンドワゴン効果を引き起したりしている面もある。

しかしながら一方において、ハイトレポート、レッドブックレポート等に表示されるアメリカ人の性行動の実態は、例えば30代の既婚女性の婚姻外性経験（少なくとも1回以上）者は40%に近い事が示される<sup>18)</sup>など、（離婚者や独身主義者では複数交がさらに高いと予想される）セックス産業のもたらす情報が必ずしも出たらめともいえない面もある。

## 5. 今後の展望と課題

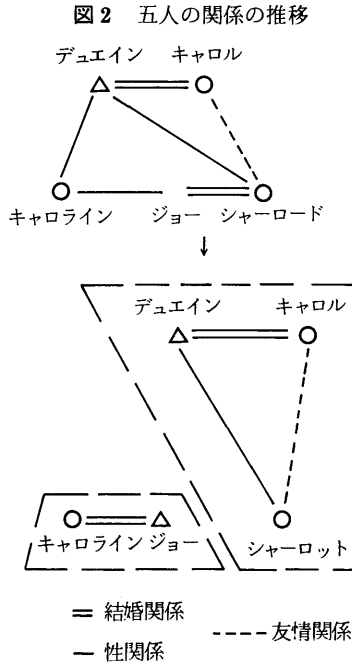
こうした中で、夫婦関係は2つの対極的な意味の再検討を迫られる。1つは性の快楽化であり、もう1つは夫婦関係の脱性化である。前者については、かつての我が国において妻は性における喜びの表現をはしたないとたしなめられ、男性は快楽としての性を遊里に求め、それが遊里文化として様々な性画、性具を生んだことはよく知られている所であるが、それを夫婦の性生活の中において実現させようとする方向である。西欧においても性の詩的幻想化から生まれたロマンティック・ラブをセクシャル・ラブへ、すなわち結婚生活における性的充足に重点を置こうとする動きとなった。先にのべたアメリカの性出版物に見られる性具の広告も、「marital aids」であり、married coupleの「pleasure items」であるし、我が国で、比較的若い主婦層を対象とする週刊誌、雑誌の“性生活充実法的”記事のはんらんも、（少なくとも表面では）こうした方向のものである。しかしこの方向には大きなおとし穴がある。それは性的不適合も含めて、性的不満の蓄積をどう解消するかであり、離婚によって新しい性パートナーを得るか、婚外性交によって、配偶者からは満たされないものを得るかである。しかしながら、離婚は性的不満のみによって起るよりも、むしろロマンティック・ラブのもたらす家族生活の過剰期待的幻想や、相手の人格についてのあばたもえくぼ的美化に対する幻滅が主要因をなすとも言われているし（アメリカの場合、さらに夫婦間の個人主義的自己主張が加わる<sup>19)</sup>、さらに子どもがいる場合、養育の共同責任者としての費用分担の問題もあり、単に性的充足の不調のみであれば、容易に婚外性交の方向をたどるだろう。それも陰にかくれた形のものでなく、夫婦双方が、互に配偶者のみからでは、多彩な性的快

楽が得られないことを認め合って、スインギングやオープン・マリッジを試みるということになろう。そしてそこでの性快楽の充足が逆に、性的フラストレーションを背景とする夫婦間の感情や役割の葛藤を緩和し、むしろ家族の維持機能すら果すという考えもある。データの信頼性に疑問はあろが、このような新しい性の試みに対するルポルタージュ的報告には、かなりそうしたメリット面の強調があるようである<sup>20)</sup>。

これに対し、夫婦ないしは結婚の脱性化の方向は、性愛よりもむしろ、①幻想から離れた現実的な生活共同がもたらす親密さ、②たとえば子の養育という共同の目標や、余暇生活等における伴侶性 (companionship) における2人意識 (we-feeling+togetherness)、③お互いに相手の生 (welfare) に対す深い関心と心くばりという友愛に似た感情によって支えられるものであり、それが親密な人間関係としての夫婦の必要条件であって、性はそれ程夫婦にとって重要ではなく、他の異性関係でも充足し得るものという考えである<sup>21)</sup>。

**性の実験と愛** 我妻はアメリカにおける性のさまざまな実験の根源の1つに、孤独地獄があるという<sup>22)</sup>。極端な業績主義のもたらす競争、「ミーイズム」に象徴される個人主義<sup>23)</sup>、そして主体性と相互不干渉という美名のもとでの浅い社交と、その裏での真の人間的つながりの欠如。それらのもたらすたとえようもない淋しさを、スポーツ、スリル、セックスの中でまぎらわそうとして来た流れが、1970代以降の急激な性の自由化、快楽化の中で、特に性に焦点化したのだととらえることができよう。しかしこの流れがさらに大きなものとなるかどうかについては、なお大きな疑問と克服すべき課題がある。

その1つは、我妻がグループマリッジの中でも例をあげているように(図2)、男性2人、女性3人からなるグループ・マリッジが、結局は、1対の夫婦と、1対の夫婦プラス愛人関係(俗い言う三角関係)に移っていったということの意味するものである。ラッセルは性を婚姻関係のものだけに限らないという前提として、貞節の美德よりも、嫉妬の感情のコントロールの方が重要であるとのべているが、嫉妬という感情が単に異性関係においてのみあるのでなく、同性間を含めて、性以外の広い領域に存在する感情であることを考えると、そのコントロールは果して可能であろうか。とくに彼の言うように、「男女を問わ



ず、本態としては一般に「一夫多妻または一妻多夫の」であり、複数の異性と性関係を持ちたいという欲求を抑えることが出来ないとすれば、それと同じ程度において嫉妬の感情を抑えることは困難ではなからうか。それと同時にさきの5人関係が解体したのと同様、トライアド（三人関係）における人間関係は、第3者という言葉に象徴されるように、ダイアドとは質的に異なり、社会という概念は3人関係以上において成立つとも言われるほどであり、2人対1人という協同と対立を生む最も基本的な社会関係だからである。

第2は、性の快樂化は、本質的に人間を結つける作用よりは、相互搾取 (exploitation) する作用をもつものだからである。それは、かつて批判された女性の性の物象化とは多少ニュアンスは異なるにしても、互に相手を快樂を提供してくれるものと見るからである。サフィリオス・ロスシールド<sup>24)</sup>は性の快樂化が性における業績主義を生むことに注目しているが、それは、両性とも自分がオーガズムに達し得る性的能力を持っていることを示そうとする業績主

義と共に(それはあらたなセックスカウンセリングの対象となりつつある)性的快楽を見出し得ない場合、あたかもあまり工合のよくない機械をとりかえるように、他の異性と性関係をもつという意味での物象化であり、売れっ子の娼婦とそうでない娼婦の違いにも似た物象化ともいえよう。性の快楽化と性関係の自由化が結びついた時、その傾向は多分にあり、性における愛の関与の重要性が欠落する恐れすらはらんでいる。

第3の疑問は、アメリカ人の心の深淵における言いようもない孤独が性革命ともいえる多様で自由な性関係と快楽化を生人だ一因であるとしても、はたして性関係の自由と快楽化が心の渇きを満してくれるかということである。性の快楽のあとの空虚ということをししばしば聞くが、孤独を一時的な性快楽によってまぎらわすことが、かえってよりいっそう孤独を深めることになるのではなからうか。スイングパーティのあと、再びばらばらになって帰って行く人々より、性的交渉はなくとも、抱き合ったまま朝まで過す肌のぬくもりの方が、はるかに安らぎを与えるのではなからうかということである。人が孤独から脱出するのは、やはり人間的なつながりであり、その要素は、まだ不十分な構成ながら先にあげた3つのようなものではなからうか。サイリフォス・ロスシールドは真の愛情関係の基本要素として<sup>25)</sup>①妥協や犠牲をとまなうことがあっても、とにかく相手を喜ばせ相手に呼応していこうとする積極的な気持、②短所や欠点を含めての現にあるがままの相手を受容すること、③自分自身のしあわせにもまさる相手のしあわせへの心くばり。をあげている。

伝統的結婚(家族)がさまざまな形での性の抑圧の上に成立っているものであることはすでに見て来たとおりである。それにもかかわらず、なお家族が子どもの養育という点で社会的意味をもち、かつ子どもの養育にとって相対的に望ましい人間集団の1つの単位であるとして、家族政策的な視点からは、もっと多様なヴァリエント・ファミリーを認めること、すなわち家族概念の拡大が必要ではないかということが呈示されている。次に夫婦関係の点では、性の機能を相対的に弱め、むしろ異なった人間関係、すなわち性愛と区別した意味での愛(その基礎は生活の共同、共通の目標、相互の生への関心等におかれる)の結果生まれる人間関係と考えるという脱性化の方向、夫婦における性の意味

を高め性の快樂追求をめざす方向とに分けて考える見方が有力であることも示した。性の快樂化にはなおそれが人間の孤独からの脱出になるのかという疑問は強く残るものの、現に試行錯誤的実験が行なわれていることは事実であるし、夫婦関係を性的関係と非性的関係に分けて見て行くことは、それを考察して行く上での有効な方法であろうことも理解できる。ただ2つに分けて見るということと、それゆえ、性関係は別の形の方が（複数交）のほうが望ましいかどうかは別であろう。「めおとになれば情がわく」という諺は、子の養育、共同の生活といった非性的関係から生まれた相互一体的愛情と、ロマンティック・ラブの欠落から出発した性関係でも快樂の交換から性愛へ発展し得ることを2つながら意味するものであろうし、その両者が当事者にとっては半ば他律的なめあわせによって、1対の男女の間に共存ないしは統合し得ることを示すものでもある。

問題はむしろ、セックス・パーティ的性交渉がどう消長して行くかというより、（それによって孤独感は満し得ない）、人間的な愛情を含んだ性関係が複数の異性の間に成立し得るか（一種のオープンマリッジ）そしてそれを社会的に認めることが、人間関係にあるいは家族の存立にどのような影響をもたらすかということであろう。

おわりに、1978年行なわれた大学生に対する結婚および性の形式について、どのような形をのぞむかを調査したL. D. Strongの結果をあげておこう<sup>26)</sup>。現に大部分が婚前の性交渉（同棲を含む）をもっていると考えられる大学生ではあるが、結婚における男女平等を望むものが顕著である以外、種々の実験的結婚に対して評価が低い事と、研究者レベルにおいてもスワッピングやグループマリッジ等、いわゆる性風俗的な現象をとりあげざるを得ない状況にあることを示すものとして留意しておきたい。また今後の研究としては、婚外性交を行う者とそうでない者についての職業、学歴、宗教、出身地、離婚歴、婚姻内セックスの満足度等についての相関関係や因子分析等のよりくわしい研究が必要となろう<sup>27)</sup>。

表 2 諸家族( 婚姻 )形態の評点

リッカート・スケール( 強く希望 1 点、……、全く希望しない 6 点 )

		男			女
		平均評点			平均評点
男	女 平 等 婚	2.46	男	女 平 等 婚	1.74
長	期 同 棲	3.25	5	年 契 約 婚	4.10
伝	統 的 男 女 別 役 割 婚	3.38	長	期 同 棲	4.19
5	年 契 約 婚	4.01	伝	統 的 男 女 別 役 割 婚	4.36
性	的 自 由 コ ン ミ ュ ー ン	4.20	子	供 忌 避 婚	4.49
子	供 忌 避 婚	4.22	独	身 主 義	4.71
独	身 主 義	4.51	男	女 逆 役 割 婚	4.72
婚	外 性 関 係 容 認 婚	4.91	性	的 自 由 コ ン ミ ュ ー ン	4.92
夫	婦 交 換 婚	5.05	婚	外 性 交 容 認 婚	5.40
集	団 婚	5.18	断	統 的 一 夫 一 婦 婚	5.50
断	統 的 一 夫 一 婦 婚	5.23	夫	婦 交 換 婚	5.65
男	女 逆 役 割 婚	5.36	集	団 婚	5.67



注および参考文献

- 1) 野村哲也「異性交際と性」、森岡他編、テストブック社会学2「家族」1978所収  
 野村哲也「青年と配偶者選択」森岡、山根編、「家と現代家族」1975所収
- 2) Talese, Gay「The Neighbour's wife」1980  
 山根和郎訳「汝の隣人の妻(上)」 p.109
- 3) 例えば、J. L. バークス「ひとりライフ」、1980  
 吉川裕子「アメリカン・ウーマン」、1979  
 立花隆「アメリカ性革命報告」、1979  
 G. タリーズ「汝の隣人の妻上、下」、1980  
 我妻洋「性の実験」、1980  
 桐島洋子「淋しきアメリカ人」、等
- 4) 執行嵐、「米国における非伝統型家族の台頭」九大社会科学論集第21集、1981、  
 p.27
- 5) 野村哲也、前提書、1978、p.24~5
- 6) H. Schelsky「Soziologie der Sexualität」前田嘉明訳、「性の社会学」、  
 現代のエスプリ「性」所収、なお、G. マードックの「社会構造」からの抄約  
 については、井上俊「結婚と性」、ジュリスト特集「人間の性」1982、による
- 7) Russel, Bertrand, 「Marriage and Morals」1929、後藤宏行訳「パー  
 トランドラッセル著作集8 結婚論」p.55、59.
- 8) パートランド・ラッセル、前掲書 P.61-2
- 9) Feldman, H, 「Why we need a Family Policy」JMF, 1979 (Aug),  
 pp.453-455
- 10) 我妻洋、「性の実験-変動するアメリカ文化」、1980、p.10
- 11) 新しい家族の型態については、例えば  
 Young, M & Willmott, P. 「The Symmetrical Family」、1973 等に  
 いくつかの試みがある。
- 12) 結婚の種類の型については、L.D. Strong が別表のようなものを考えている。  
 「Alternative Marital and Family Forms」  
 JMF. 1978 (Aug) pp.493-503
- 13) 富永健一「行動の社会学的理論」講座社会学Ⅰ  
 「社会と個人」、1958、のダイアドの定義に依像  
 している。
- 14) パートランド・ラッセル 前提書 p.127
- 15) 我妻洋、前提書 pp.283-4
- 16) 同様の事をM. ミードは"personal marriage"

男 女 平 等 婚  
 長 期 同 棲  
 伝 統 的 男 女 別 役 割 婚  
 5 年 契 約 婚  
 性 的 自 由 コ ン ミ ュ ー ン  
 子 供 忌 避 婚  
 独 自 主 義  
 婚 外 性 関 係 容 認 婚  
 夫 婦 交 換 婚  
 集 団 婚  
 断 続 的 一 夫 一 婦 婚  
 男 女 逆 役 割 婚

“parental marriage”の名称で区別している。

Mead, M. 「Marriage in Two Steps」 Redbook, July 1966 (我妻栄、前掲書 p.84 参照)

- 17) アメリカにおける性解放の事実関係(年代、出版物名)等については、前掲「女の隣人の妻」および、立花隆、「アメリカの性革命報告」に依っている。
- 18) Rosen, L. et al. 「A Multivariate Analysis of Female Extramarital Coitus」 JMF, 1975 (May) pp.375-383
- 19) 湯沢雍彦他「世界の離婚」 1979、p.113
- 20) 立花隆、桐島洋子、何れも前掲書
- 21) バートランド・ラッセル、前掲書 pp.61-2、pp.114-116
- 22) 我妻洋、前掲書、p.285
- 23) 佐藤隆三、「ミュー時代のアメリカ」 1982.
- 24) Safilios-Rothschild, C. 「Love, Sex, and Sex Roles」 1976, 仲付祥一訳、「愛と性の社会学」 pp.143-153
- 25) サフィリオス・ロスシールド、前掲訳書 p.7
- 26) Strong, L.D. *ibid* p.245
- 27) たとえば、Edwards, J.N. & Booth, A. 「Sexual Behavior In and Out of Marriage: An Assesment of Correlates」 JMF 1976 (Feb) pp.73-81